

**外国語指導に関する業務**

**事業者選定プロポーザル実施要領**

**石巻市教育委員会**

## 1 委託業務の名称

外国語指導に関する業務

## 2 業務の目的

石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、石巻市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）で実施する外国語教育や国際理解教育を通して、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする園児及び児童生徒の育成を目指しています。

そこで、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を活用し、外国語教育の一層の充実を図るため、外国語教育及び国際理解教育の指導等に関する業務を委託するものです。

## 3 委託業務の内容

- (1) 市立学校におけるALTによる園児、児童生徒への外国語教育及び国際理解教育に関する指導
- (2) 教材研究、開発、教材作成及び提供、外国語能力コンテスト等の指導
- (3) 外国語担当教員の外国語に関する校内研修での指導
- (4) 校内外の特別活動における指導
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

## 4 委託業務履行期間及び時間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの午前8時30分から午後4時までの間で、1日7時間以内とし、原則として、石巻市立学校の管理に関する規則（平成17年石巻市教育委員会規則第16号）第3条に規定する休業日を除きます。

## 5 業務履行場所

ALTの履行場所及び訪問回数は、原則として次の区分のとおりとします。

- (1) 幼稚園4園（月1回程度）  
住吉、稲井、河北、桃生
- (2) こども園1園（月1回程度）  
湊
- (3) 小学校32校（年10回程度）  
住吉、湊、釜、蛇田、東浜、渡波、稲井、向陽、貞山、開北、万石浦、中里、鹿妻、飯野川、大谷地、二俣、大川、雄勝、大須、広渕、須江、北村、前谷地、和渕、鹿又、中津山第一、中津山第二、桃生、北上、鮎川、大原、寄磯
- (4) 中学校18校（年70回程度）  
住吉、湊、蛇田、荻浜、渡波、稲井、山下、青葉、万石浦、飯野川、河北、雄勝、大須、河南東、河南西、桃生、北上、牡鹿
- (5) 高等学校1校（年70回程度）

桜坂

- (6) その他（月1回程度）  
けやき教室

## 6 見積限度額

170, 300千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 ALTの要件

ALTは、次の要件を満たす者とします。

- (1) 英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者
- (2) 大学の学士以上の学位号を取得している者
- (3) 有効かつ本業務を履行するに当たり、所持すべき適正な種別の就労査証を有する者
- (4) 本業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者
- (5) 日本における教育、特に外国語教育に关心がある者
- (6) 積極的に子供たちと共に活動することに意欲がある者
- (7) 犯罪歴のないことが証明されている者
- (8) 日本国法令を遵守する者

## 8 その他

- (1) 業務の改善

教育委員会は、受託業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、受託業者に改善を命じ、これを執行させることができるものとします。

ア 日本国憲法その他日本の法令又はこの実施要領に違反したとき。

イ 園児、児童生徒又は市立学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。

ウ 業務履行が不十分である又は業務履行に支障があると認められたとき。

- (2) 委託業務の実施

受託業者は、ALTに対する必要な研修等を行い、委託業務の適正な履行を図るものとします。

- (3) 守秘義務

受託業者（業務に従事するALTを含む。）は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。委託期間が終了した後も同様とします。

- (4) 緊急時の通知等

受託業者は、緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により市立校長及び教育委員会学校教育課担当者に通知するとともに、業務が円滑に遂行するように対処することとします。また、その状況を書面により速やかに教育委員会学校教育課長に報告することとします。

## 9 プロポーザルの実施方法

公募型プロポーザル方式により選考を行います。企画提案書を審査し、契約の相手方となる優先交渉者を決定します。

## 10 プロポーザル参加の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

- (1) 過去5年度（平成22年度から平成26年度まで）以内に、地方公共団体において同様の業務を履行している者
- (2) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に登録されている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けているものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更正計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表2に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

## 11 企画提案書の提出方法等

- (1) スケジュール

期日	内容
平成28年1月25日（月）	実施要領の公表
平成28年1月29日（金）	内容等に係る質問受付期限
平成28年2月2日（火）	質問に対する回答

平成28年2月8日（月）	プロポーザル参加申込受付期限
平成28年2月12日（金）	企画提案書受付期限
平成28年3月3日（木）	プロポーザル選定委員会
平成28年3月7日（月）	審査結果の通知・公表

(2) 内容等に係る質問受付期限及び回答

企画提案書作成及び業務委託の内容等に関する質問事項については、平成28年1月29日（金）正午までに電子メールで送付願います。

(3) 提出された質問事項と回答事項を集約したものを平成28年2月2日（火）までに電子メールで送信します。

(4) プロポーザル参加申込受付期限

別紙1「参加申込書」により、平成28年2月8日（月）正午までに郵送又は持参してください。

(5) 受付期限及び提出書類

企画提案書受付期限は、平成28年2月12日（金）午後3時です。

なお、郵送により提出する場合は、書留の扱いとし、同日同刻必着とします。

次のアからウまでの書類一式をとじ込みの上、正本1部と副本6部を提出してください。副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください（当該箇所を黒塗りするなど、判別できないようにしてください。）。

なお、提出された書類は原則として返却しません。

ア 企画提案書

企画提案書はA4サイズで統一し、企画提案の内容は、別紙2「外国語指導に関する業務委託企画提案書様式」に沿ったものとします。

イ 添付書類

(ア)会社概要（会社の経営基本理念を含む。）

(イ)企画提案者が必要と認める資料等

ウ 見積書（項目、金額及び内容）

見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

## 12 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

- ウ 提出期限後に提出書類等が提出された場合
- エ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(2) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

(4) その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、選定委員会開催日前日の午後4時まで（必着）に、辞退届（様式任意）を教育委員会学校教育課に郵送又は持参してください。

### 1.3 企画提案の審査

企画提案の検討に当たっては、教育委員会内に設置した「石巻市外国語指導に関する業務委託プロポーザル選定委員会」において、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各審査委員の採点数の合計により最も優れた企画書を提案した1者を選定します。

評価項目	評価の着眼点	配点
会社の業務内容のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社概要、経営理念</li> <li>・業務委託に関する理念と方針</li> </ul>	10
A L T の資質について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A L T の採用条件、採用方法</li> <li>・研修体制及び内容</li> <li>・学習指導要領に準拠した外国語活動、外国語教育の指導計画や授業プラン、教材教具</li> </ul>	50
A L T の管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制</li> <li>・危機管理体制</li> </ul>	30

	・法令遵守	
価格評価点	・見積価格の適切さ	10

#### 14 業者選定後の取扱い

- (1) 企画提案に係る審査結果については、審査終了後速やかに企画提案書を審査した全ての業者に対して、書面で通知します。
- (2) 市は、選定された業者1者と、別途市が作成する「仕様書」に基づき、予定価格の範囲内で見積り合わせにより、業務を委託します。
- (3) 業務の委託に際して、市が選定された企画提案書の内容をもとに加筆修正し、最終的な仕様書として提示する場合があります。

#### 15 問合せ及び提出先

石巻市教育委員会 学校教育課 指導グループ 葛原  
 〒986-8501 石巻市穀町14番1号  
 電 話：0225-95-1111（内線5026）  
 FAX：0225-22-5160  
 e-mail：[isbdedsdse@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:isbdedsdse@city.ishinomaki.lg.jp)